

■平成30年度保育所入所児童を募集します

4月1日からの保育所の入所児童を募集します。
 保育所とは、就労や病気など、次の事由のため、家庭で保育のできない保護者に代わって、就学前のお子さんを保育する施設です。

▼申し込みについて

募集期間

1月12日(金)～2月2日(金)まで

申請書の提出場所

市役所1階こども課

保育の必要な事由

- ・就労(目安として1ヶ月の就労時間が60時間以上であること)
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障がい
- ・同居親族等の介護、看護
- ・災害復旧
- ・求職活動(起業準備を含む)

▼申請書の配布について

配布開始

1月10日(水)から

配布場所

市役所1階こども課及び各保育所

問い合わせ

市こども課育成グループ
 ☎23・6530

経営	保育所名	募集人数					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
公立	白樺保育所 (潮見1丁目1番10号)	6人	6人	0人	8人	15人	14人
	港保育所 (大黒3丁目4番21号)	3人	5人	2人	9人	10人	10人
私立	富岡保育園 (富岡4丁目18番6号)	6人	6人	2人	0～1人		
	もぐもぐ保育園 (宝来2丁目8番17号)	/		4人	3人	0人	0人
	オアシス保育園 (中央2丁目16番12号)	6人	6人	2人	若干名		
	きらきら保育園 (緑4丁目5番32号)	6人	5人	2人	2人	1人	1人

※これからの入退所の状況によっては、募集人数が増減する場合があります。

■後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度とは、高齢者の方の医療を国民の皆さんで支え合う医療保険制度のことです。

高額介護合算療養費制度をご存知ですか

75歳以上のすべての方と65歳以上の一定の障がいのある方で、広域連合の認定を受けた方が対象です。

高額介護合算療養費は医療と介護の両方を利用して

いる世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

自己負担限度額表

1年分の自己負担額の計算期間【8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の限度額	
3割	現役並み所得者	67万円	
1割	一般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方
 ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

■みんなで祝おう新成人!

市では、次の日程で平成30年「成人式典」を開催します。

日時

1月7日(日)13時

場所

総合文化センター
(中央3丁目13番23号)

対象者

平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの方
 ※市内在住の対象者の方には、案内状を発送しています。届いていない方や、住民登録をしていない方で出席を希望する場合は、



ご連絡ください。

問い合わせ

市社会教育課社会教育グループ
 ☎23・6520

■後期高齢者医療制度また

は介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合には対象となりません。 ※支給額が500円以下の場合には支給されません。

▼手続きについて

なお、手続きには市の窓口への申請が必要です。総合窓口課医療給付グループまでお申し出ください。

詳しい内容については、

問い合わせください。

問い合わせ

市総合窓口課医療給付グループ
 ☎23・6411

■エゾシカの一斉捕獲を実施します

市では、今年度も市民の安心・安全な生活環境を守るため、市内裏山でエゾシカの一斉捕獲を実施します。近年、道内をはじめ本市

においても、エゾシカの生息数が増加し、車との衝突事故や家庭菜園等の被害など、市民生活に多大な被害を及ぼしています。

捕獲には銃器を使用します

実施する際は細心の注意を払って行いますが、安全確保のため一部入林を制限する場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

実施方法

爆竹等(大きな音がする花火)を使用しながら、スノーモービルやスキーで追い込みし、銃器により捕獲

実施時間

※期間中の日曜日に、4回実施(予定)

実施時間

8時～15時

実施場所

市内裏山一円(上図参照)

実施期間
 1月下旬～3月上旬
 問い合わせ
 市農政課農林整備グループ
 ☎23・6476

■消防合同出初式を挙行します

稚内地区消防事務組合 表彰状授与及び功労者表彰 消防本部、消防署、稚内消防団合同出初式を、消防署前にて開催します。

日時

1月7日(日)10時

場所

稚内消防署前

問い合わせ

稚内消防署
 ☎23・2176

